

短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 小松島敬和会
(2) 法人所在地 徳島県小松島市坂野町字椋のべ32番地の1
(3) 電話番号 0885-37-3000
(4) 代表者名 理事長 藤野 和也
(5) 設立年月日 平成7年4月1日

2. 事業所の名称

短期入所生活介護事業所 恵光苑

管理者

施設長 家神 記志子

営業時間

年中無休

受付時間 月～土(午前9時～午後6時)

利用定員

特別養護老人ホーム恵光苑 の空床を利用する

3. 居室の概要

個室・2人部屋・4人部屋

4. 職員の配置状況

当施設は、指定基準に定められた職員を配置しています。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	1名	生活の相談にあたる
看護職員	4名以上	利用者の健康保持のための適切な措置をとる
介護職員	16名以上	サービス計画に基づいて日常生活が送れるよう支援する
栄養士	1名	栄養や身体の状態、嗜好に基づき献立調理指導を行う
機能訓練指導員	1名	利用者の機能訓練を行い、生活機能の改善、維持を行う。
介護支援専門員	1名	利用者又は家族の希望に配慮し、サービス計画を作成する
医 師	2名以上	健康管理、療養上の指導を行う

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

※ 料金については、別紙料金表を参照

(1) 介護給付によるサービス

サービス利用料金(1日当たり)

(2) その他の介護給付サービス加算

「送迎加算」 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当施設との間の送迎を行う場合は、片道につき加算

「療養食加算」 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算

「看護体制加算(I・II)」 管儀職員により、又は医療機関・訪問看護ステーションとの連携により、24時間体制を確保し、健康上の管理等を行うために加算

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

- ①特別な食事(酒を含みます)：ご契約者のご希望に基づいた特別な食事
- ②貴重品の管理
- ③レクリエーション、クラブ活動：ご契約者のご希望により参加していただくことができます。
- ④複写物の交付 1枚につき
- ⑤電気製品使用料 1品につき(テレビ・ラジオ・電気毛布・携帯電話等)
- ⑥日常生活上必要となる諸費用
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用

歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、髭剃り、綿棒、ティッシュペーパー、その他日常生活上の消耗品

(4) 利用料金

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は契約終了時または月末締めで計算し、ご請求しますのでお支払いください。

6. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、ご利用相談室(窓口担当者 甘利かおる TEL0885-37-3000 FAX 0885-35-7335)までお気軽にご相談下さい。

また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

(責任者 家神記志子)

- 公的機関においても、苦情申出等できます。

小松島市役所福祉事務所 介護保険課	小松島市横須町1-1 0885-32-3507
徳島市介護保険課	徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5586
阿南市役所 介護ながいき課	阿南市富岡町トノ町12番地3 0884-22-1793
勝浦町介護福祉課	勝浦町大字久国字久保田3 0885-42-1501
那賀町役場 健康福祉課	那賀町延野字王子原31番地1 0884-62-1141
徳島県国民健康保険 団体連合会(国保連) 苦情相談窓口直通	徳島市川内町平石若松78-1 088-665-7205
徳島県社会福祉協議会	徳島市中昭和町1丁目2 088-654-4461

7. 事故発生時の対応について

万一、利用者の身体に関する事故が発生した場合は、直ちにご家族の方、関係医療機関に連絡し、迅速に対応いたします。

第8条(事業継続計画の策定)

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

第9条(ハラスメント防止)

- 1 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
(1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
(2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
(3)意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

第10条(虐待防止)

施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- 1 施設はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います
- 2 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 4 施設は次の通り虐待防止担当者を定めます。

虐待防止担当者	施設長	家神記志子
---------	-----	-------

第11条(感染症対策について)

施設において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 2 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
- 3 事業所における感染症の予防およびまん延のための指針を整備しています。

- 4 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的
実施します。

第12条(身体拘束等)

当施設は、原則として入所者様に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または担当医師が判断し、身体拘束その他の入所者様の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際の入所者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族様に説明し、同意を得た上で診療録に記録することとします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護事業所 恵光苑

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスを提供していただくことにいたしました。

契約者氏名

料 金 表

1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

個室料金表(1日当たり)単位:円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入苑者のサービス料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. 利用者負担金 10%	603	672	745	815	884
利用者負担金 20%	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
利用者負担金 30%	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

連続61日以上短期入所生活介護を行った場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入苑者のサービス料金	5,730	6,420	7,150	7,850	8,540
2. うち介護保険から給付される金額	5,157	5,778	6,435	7,065	7,676
3. 利用者負担 10%	573	642	715	785	854
利用者負担 20%	1,146	1,284	1,430	1,570	1,708
利用者負担 30%	1,719	1,926	2,145	2,355	2,562

個室料金表 (1日当たり)単位:円

	要支援1	要支援2
1. 入苑者のサービス料金	4,510	5,610
2. うち介護保険から給付される金額	4,059	5,049
3. 利用者負担金 10%	451	561
利用者負担金 20%	902	1,122
利用者負担金 30%	1,353	1,683

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合

	要支援1	要支援2
1. 入苑者のサービス料金	4,420	5,480
2. うち介護保険から給付される金額	3,978	4,932
3. 利用者負担 10%	442	548
利用者負担 20%	884	1,096
利用者負担 30%	1,326	1,644

多床室料金表（1日当たり）単位：円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入苑者のサービス料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. 利用者負担金 10%	603	672	745	815	884
利用者負担金 20%	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
利用者負担金 30%	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

連続61日以上短期入所生活介護を行った場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入苑者のサービス料金	5,730	6,420	7,150	7,850	8,540
2. うち介護保険から給付される金額	5,157	5,778	6,435	7,065	7,676
3. 利用者負担 10%	573	642	715	785	854
利用者負担 20%	1,146	1,284	1,430	1,570	1,708
利用者負担 30%	1,719	1,926	2,145	2,355	2,562

多床室料金表（1日当たり）単位：円

	要支援1	要支援2
1. 入苑者のサービス料金	4,510	5,610
2. うち介護保険から給付される金額	4,059	5,049
3. 利用者負担金 10%	451	561
利用者負担金 20%	902	1,122
利用者負担金 30%	1,353	1,683

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合

	要支援1	要支援2
1. 入苑者のサービス料金	4,420	5,480
2. うち介護保険から給付される金額	3,978	4,932
3. 利用者負担 10%	442	548
利用者負担 20%	884	1,096
利用者負担 30%	1,326	1,644

※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

2. その他の介護給付サービス加算

加算	介護給付額 100%	内自己負担 額 10%	内自己負担 額 20%	内自己負担額 30%
送迎加算	片道 1,840 円	片道 184円	片道 368円	片道 552円
療養食加算	1日 240円 (80円/食)	1日 24円 (8円/食)	1日 48円 (16円/食)	1日 72円 (24円/食)
看護体制加算(Ⅰ)	1日 40円	1日 4円	1日 8円	1日 12円
看護体制加算(Ⅱ)	1日 80円	1日 8円	1日 16円	1日 24円
生活機能向上連携加算Ⅰ ※3月に1回を限度	1,000	100	200	300
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000	200	400	600
機能訓練体制加算	120	12	24	36
個別機能訓練加算	560	56	112	168
認知症緊急対応加算 ※利用開始から7日限度	2,000	200	400	600
サービス提供体制加算Ⅰ	220	22	44	66
サービス提供体制加算Ⅱ	180	18	36	54
サービス提供体制加算Ⅲ	60	6	12	36

- 短期生活長期利用者提供減算 ⇒△30 単位/日
連続して30日を超えて利用した場合、所定単位数から減算を行う

- 緊急短期入所受入加算⇒90単位/日

居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等のやむを得ない事情がある場合は14日)を限度として加算する。

*なお、令和6年6月1日より、支給限度額の対象外として、介護職員等処遇改善加算Ⅱ(所定単位数の13.6%)が利用料に加算されます。

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

- ①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	通常 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に 要する費用	1日 1,445円	1日 300円	1日 600円	1日 1,000円	1日 1,300円

- ※重要事項説明書5(3)に定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

②居住(滞在)に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費))

1日あたりの利用料(居住費)

居住(滞在)に 要する費用	通 常 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多 床 室	1日 915 円	1日 0 円	1日 430 円	1日 430 円	1日 430 円
個 室	1日 1,231 円	1日 380 円	1日 480 円	1日 880 円	1日 880 円

③その他

(1)1回のご利用毎に料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利 用 料 金
貴重品の管理サービス	500 円
特別な料理(お酒を含む)	要した費用の実費
レクリエーション	材料代等の実費
クラブ活動	材料代等の実費
日常生活消耗品	実 費
複写物の交付	1枚 10 円
行事等の写真	実 費
行事等のご家族の食事	要した費用の実費

(例)クラブ活動 華道：材料代等

日常生活消耗品	利 用 料 金
歯磨き粉	購入価格
入れ歯洗浄剤	購入価格
歯ブラシ	購入価格
綿 棒	購入価格
ティッシュペーパー	購入価格
その他日常生活上の消耗品	購入価格

(2)1日のご利用毎に料金をお支払い頂くサービス

ご利用サービス	利 用 料 金
電気製品	1品につき100円

※ 介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない自由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前までに説明します。

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

利用者のための施設サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、また協力医療機関との連携、緊急の診療・入院時等において必要と認められる場合

個人の施設サービス提供記録の閲覧の希望の方は、随時開示いたします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所 恵光苑

管理者 家神 記志子 殿

契約者 氏名 _____

利用者(契約者と利用者が同一でない場合)

氏名 _____

この重要事項説明書は、令和6年7月15日に作成したものです。入所申込者またはその家族への重要事項説明書のために作成したものです。今後、厚生労働省や、県・市町村解釈によっては多少変更する可能性があります。